第一区分	第二区分	第三区分	
保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率七〇パーセント以上一〇〇パーセント未満	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率三五パーセント以上七〇パーセント未満	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率三五パーセント未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
			次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一　保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　保険持株会社の配当の禁止又はその額の抑制 三　役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 四　一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 五　子会社等（保険会社及び少額短期保険業者を除く。）の株式又は持分の処分 六　その他金融庁長官が必要と認める措置
			子会社等（保険会社及び少額短期保険業者に限る。）の株式の処分

2　［略］

3　第一項の表中「子会社等」とは、法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。

4　第三条第一項の規定は、保険持株会社について準用する。この場合において、同項中「保険会社が、」とあるのは「保険持株会社が、」と、「その」とあるのは「その子会社である保険会社の」と、「前条第二項」とあるのは「第六条第二項」と、「当該保険会社が」とあるのは「当該保険持株会社の子会社である保険会社が」と、「前条第一項」とあるのは「第六条第一項」と、「当該保険会社について」とあるのは「当該保険持株会社について」と、「当該保険会社の」とあるのは「当該保険持株会社の子会社である保険会社の」と読み替えるものとする。

［条を削る。］

第一区分	第二区分	第三区分	
保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率一〇〇パーセント以上二〇〇パーセント未満	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率一〇〇パーセント以上一二〇パーセント未満	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率一〇〇パーセント未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
			次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一　保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　保険持株会社の配当の禁止又はその額の抑制 三　役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 四　一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 五　子会社等（保険会社及び少額短期保険業者を除く。）の株式又は持分の処分 六　その他金融庁長官が必要と認める措置
			子会社等（保険会社及び少額短期保険業者に限る。）の株式の処分

2　［同上］

3　第一項の表中「子会社等」とは、法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。

［項を加える。］

第七条　保険持株会社が、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（前条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をいう。以下この条において同じ。）が当該保険持株会社が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を当該保険持株会社が該当する同表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該保険持株会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該保険持株会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以下の保険金等の支払能力